

## **地方独立行政法人会計基準の概要**

地方独立行政法人の会計基準については、「独立行政法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準」を参考として作成しており、その概要は次のとおり。

### **1 効率的、効果的な業務の実施に資するため企業会計原則の導入**

- 企業会計の複式簿記を導入
- 財務諸表を体系的に作成
  - ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③キャッシュ・フロー計算書
  - ④利益の処分又は損失の処理に関する書類
  - ⑤行政サービス実施コスト計算書
  - ⑥附属明細書

- ・資産及び負債の状態が一覧でき、また、業務実施のためにどのように費用を負担し収益をあげたかの把握が可能
  - ・行政サービス実施のために住民等が負担するコスト全体の情報も提供

### **2 地方独立行政法人の特性に応じた会計処理の工夫**

- 運営費交付金、補助金等の会計処理を規定

- ・会計基準は、ほとんど企業会計原則によっているが、原則として独立採算性を前提とせず、運営費交付金の交付を受けるなどしている独立行政法人特有の会計処理に対応

### **3 企業会計の最新の基準に対応**

- キャッシュ・フロー計算書の作成
- 有価証券の評価方法

- ・国際会計基準等を踏まえ企業会計にも最近導入された基準も積極的に採用

#### 4 公立大学法人の特性を踏まえて一定の会計基準を追加

- 収益化の進行基準に、原則として期間進行基準を採用
- 授業料の負債計上

→・主たる業務内容が教育・研究であること等、大学の特性を踏まえて、一定の会計基準を追加

#### 5 公営企業型の特性を踏まえて公営企業型に適用される会計基準を体系的に整理

- 財務諸表の体系は公営企業型以外と同様に整理
- 地方公営企業と同様、独立採算原則に立ちつつ経費の負担の原則により設立団体に負担義務が生じるという特性を踏まえた基準として整理。ともすれば曖昧になりがちな設立団体と地方独法との責任分担を中期計画において事前に明確にすることを求め、その計画に沿った会計処理を行うこととする仕組みとしたことで、事後的に適切な地方独法の業績評価が可能
- 特に補助金、負担金等に関し、料金助成又は資本助成という性格を事前に確認した上で、それぞれに対応した会計処理を整理
- 実質資本の維持が必要な公営企業型の特性を踏まえ、利益剰余金（積立金）から資本剰余金への移行を進めることにより、継続的かつ安定的サービス提供を確保
- 複数の事業を行う地方独法において、各事業ごとの独立採算原則に立って運営されることを踏まえ、事業ごとに区分経理を導入

→・原則として独立採算制を採ること等の特性を踏まえるとともに、地方公営企業との整合性にも考慮し、公営企業型に適用される会計基準を公営企業型以外に適用されるものとは分けて整理

(以 上)